

荏田コミュニティハウス 利用要綱 改正について

1 改正条項

荏田コミュニティハウス利用要綱 第6条(占用利用の申込み及び決定) 3項

2 改正理由

- ①利用者の部屋利用申込にあたっての利便性の向上を図るため
- ②感染症拡大によりニーズの高まっている『非接触サービス』向上のため

電話による予約を仮予約とし、1週間以内に来館、窓口での利用申請書提出を求めていましたが、利用申請書は利用日に提出することを可とします。
手続きのためだけに来館する回数を減らし、利用者の利便性を向上するため、「電話による予約は仮予約…無効とする)」の部分を削除するものです。

3 利用要綱新旧対照表

改正前	改正後
電話による予約は仮予約とする。 (申込一週間以内に窓口で本予約しない場合は無効とする) 電話での受付は、受付日(応当日)の翌日からとする。	電話による予約は仮予約とする。 (申込一週間以内に窓口で本予約しない場合は無効とする) 電話での受付は、受付日(応当日)の翌日からとする。

改正利用要綱は、令和4年3月1日から運用する。

4 その他補足事項

令和3年10月の部屋利用申込再開時より試行
電話による申込受付を間違いなく処理できており、利用者にもサービス向上として、喜ばれています。